# キャリア形成促進助成金の概要

事業主が、その従業員について、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティング機会の確保を行った場合に支給する助成金。

支給機関は、独立行政法人雇用・能力開発機構。

# 1 助成金の種類

- (1)訓練給付金
- (2) 職業能力開発支援促進給付金
- (3)職業能力評価推進給付金
- (4) キャリア・コンサルティング推進給付金
- (5) 地域人材高度化能力開発助成金
- (6) 中小企業雇用創出等能力開発助成金

# 2 助成内容

### [基本的要件]

- 労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画及びこれに基づ く年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内 容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。
- 職業能力開発推進者を選任していること。

# (1)訓練給付金

年間職業能力開発計画(以下「計画」という。)に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせる場合の助成

- 職業訓練に要した経費の1/4(中小企業1/3)
- 職業訓練期間中に支払った賃金の1/4(中小企業1/3)
  - ※ 1,200時間分限度

#### (2) 職業能力開発支援促進給付金

計画に基づき、労働協約又は就業規則に定めるところによって、従業員の申出により、教育訓練、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費(以下「自発的職業能力開発経費」という。)を負担した又は休暇(以下「職業能力開発休暇」という。)を与えた場合の助成

- ① 自発的職業能力開発経費の1/4(中小企業1/3)
- ② 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/4(中小企業1/3)

- ③ 労働協約又は就業規則の改正等により、従業員の自発的な職業能力開発(教育訓練、職業能力検定、キャリア・コンサルティング) を支援する制度の導入 15万円
- ④ ③の制度利用者1人につき5万円(20人分を限度。制度導入から3年以内。)
- ⑤ 制度導入から3年を経過した場合、制度利用者増加分1人あたり 2万円(5人分を限度)(中小企業に限る)

## (3) 職業能力評価推進給付金

計画に基づき、その従業員に、一定の資格試験等を受けさせた場合の助成

○ 受検料等の経費及び受検に要した期間中に支払った賃金の3/4 (年間10万円を限度)

## (4) キャリア・コンサルティング推進給付金

計画に基づき、その従業員に、外部機関等に委託又は企業内にキャリア・コンサルタントを配置して、一定の要件に該当するキャリア・コンサルティングを受けさせた場合の助成

- 外部機関等への委託費等の1/2(上限額50万円)(1事業所1回限り)
- 企業内にキャリア・コンサルタントを配置した場合 15万円(1 事業所1回限り)
- キャリア・コンサルティングの実施期間中に支払った賃金の1/4(中小企業1/3)

#### (5) 地域人材高度化能力開発助成金

次の①又は②のいずれかに該当する事業主であって、計画に基づき、 その従業員に職業訓練を受けさせ又は従業員の申出により、教育訓練を 受けるために必要な経費を負担若しくは休暇を付与する場合の助成

- ① 地域雇用開発促進法に定める「同意能力開発就職促進地域」内に所在する事業所の事業主であって、当該地域内の求職者を雇い入れた事業主
- ② 地域雇用開発促進法に定める「同意高度技能活用雇用安定地域」内に所在し、人材高度化支援計画の認定を受けた事業主団体を構成する事業主
  - 職業訓練に要した経費又は従業員の申出による教育訓練について 事業主が負担した経費の1/3 (中小企業1/2)
  - 職業訓練期間中又は従業員の申出による教育訓練について休暇期

間中に支払った賃金の1/3 (中小企業1/2) ※ 1,200時間分限度

## (6) 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく改善計画※の認定を受けた認定組合の構成中小企業者又は認定中小企業者であって、計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は従業員の申出により、教育訓練を受けるために必要な経費を負担若しくは休暇を付与する場合の助成

- ※ 職業に必要な高度な技能及びこれに関する知識を有する者の確保を 図るため必要となる職業訓練に関する事項、新分野進出等に伴い必要 となる職業訓練に関する事項又は青少年の実践的な職業能力の開発及 び向上を図るため必要となる職業訓練に関する事項を含む計画であっ て都道府県知事の認定を受けるもの
- 〇 職業訓練(0JTを除く。)に要した経費又は従業員の申出による教育訓練について事業主が負担した経費の1/2
- 職業訓練(0JTに限る。)に要した経費(外部講師の謝金に限る。) の1/2
- 〇 職業訓練(0JTを除く。)期間中又は従業員の申出による教育訓練について休暇期間中に支払った賃金の1/2
  - ※ 1,200時間分限度